

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和4年8月6日 午前11時頃

2 事故発生の場所

つくば市柳橋104番地2

3 相手方

(1) 住所 行方市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■■■ ■■

4 事故の概要

相手方が原動機付自転車で行方市道1037号線から主要地方道取手つくば線に向かって走行していたところ、市所有の土地にあった雑木の枝が車道上に張り出していたために衝突し、カバーサイド、カバーハンドル及びヘルメット等を損傷

させたもの

5 損害賠償額

金15,401円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金15,401円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。